

2025（令和7）年度
教職課程
自己点検・評価報告書

尚絅学院大学

2026年4月

目次

I	本学の教育理念・目的	1
II	本学の現況	2
III	教職課程の現況及び特色	5
IV	教職課程の自己点検・評価	6
	① 教育理念・学修目標	6
	② 授業科目・教育課程の編成実施	8
	③ 学修成果の把握・可視化	13
	④ 教職員組織	15
	⑤ 情報公表	17
	⑥ 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）	18
	⑦ 関係機関等との連携	21
	⑧ 組織体制の整備	22
V	総合評価	23
VI	教職課程自己点検・評価報告書の作成プロセス	23

I 本学の教育理念・目的

尚綱学院は、1892（明治25）年アメリカ合衆国のバプテスト派婦人外国伝道協会から派遣された女性宣教師たちによって「尚綱女学会」として創設された。それ以来今日まで、創設者の思いである「キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間を育てる」ことを建学の精神として、人間教育に努めてきた。

2003（平成15）年に尚綱学院大学（総合人間科学部 人間心理学科・健康栄養学科）を開設し、2007（平成19）年には表現文化学科・現代社会学科・生活環境学科を、2010（平成22）年には子ども学科を増設した。2019（平成31）年には、大学をそれまでの1学部6学科体制から3学群5学類制（人文社会学群／人文社会学類、心理・教育学群／心理学類、子ども学類、学校教育学類、健康栄養学群／健康栄養学類）に再編成した。現在、尚綱学院は、尚綱学院大学、尚綱学院大学大学院、尚綱学院高等学校、尚綱学院中学校、尚綱学院大学附属幼稚園を擁する教育機関となっている。

校名の由来である「衣錦尚綱」とは、中国の『礼記』の編章である古典『中庸』の一節であり、金や銀、色鮮やかな糸で織られた美しい着物を着ていたとしても、それを見せびらかせて驕るのではなく、その上に質素な麻の打ち掛けをまとい、錦のきらびやかさをつつましく被う君子の道を説いた言葉である。後に、初代校長ミス・ブゼルによって、その精神を示す聖句として新約聖書ペトロの手紙Ⅰ第3章3節～4節が選ばれた。「あなたがたの装いは、編んだ髪や金の飾り、あるいは派手な衣服といった外面的なものであってはなりません。むしろそれは、柔和でしとやかな気立てという朽ちないもので飾られた、内面的な人柄であるべきです。このような装いこそ、神の御前でまことに価値があるのです。」である。

尚綱学院大学及び同大学院は、建学の精神に則り、「キリスト教精神と豊かな教養によって内面をはぐくみ、他者への愛と奉仕の心を持って社会に貢献する人間を育成する」ことを教育理念としている。また尚綱学院大学はその教育理念に基づき、教育の目的を学則第1条で次のように定めている。「本学は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究すると共に、国際的視野に立って文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする」。

現代社会は、新しい知識・情報・技術が文化や社会のあらゆる領域でその重要性を増す知識基盤社会であり、多様な文化や社会が相互に依存し、同時に相互に対峙するグローバル社会である。そして2025年（令和7）現在もなお、世界のそこかしこで戦火が収まることはない。このような社会情勢にあって、建学の精神と教育の目的で示される「他者と共に生きる人間」の育成、そして「国際的視野に立って文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材」の育成は、新しい時代を切り拓き、これからの共生社会の実現に貢献するものである。

本学の教職課程は、上記の建学の精神、教育理念、教育の目的を踏まえ、教員として必要な資質能力を培い、一人ひとりの幼児、児童、生徒を受容し、共感し、理解し、その成長を支え、励まし、援助し、導き、共に生き、共に人間性を高めていく教員の養成を目指している。そして激動する社会においても、教員として、また他者と共に生きる人間として、自らの在り方を絶えず問いかけ実現していく教員、さらに同僚、保護者、地域住民と協働しながら一人ひとりの幼児、児童、生徒の全体的な人間形成を図っていくことができる教員の養成を目指すものである。

II 本学の現況

- ・ 大学名：尚綱学院大学、尚綱学院大学大学院
- ・ 所在地：宮城県名取市ゆりが丘四丁目10番1号

・ 学部等の構成

学群	学類
人文社会学群	人文社会学類
心理・教育学群	心理学類
	子ども学類
	学校教育学類
健康栄養学群	健康栄養学類

研究科	専攻
総合人間科学研究科	心理学専攻（修士課程）
	人間学専攻（修士課程）
	公共社会学専攻（修士課程）
	健康栄養科学専攻（修士課程）

・ 学生数

大学（2025（令和7）年5月1日現在）

（人）

学群・学部	学類・学科	年限	入学定員	編入定員	収容定員	在籍数
人文社会学群	人文社会学類	4	200	4	808	750
心理・教育学群	心理学類	4	60	2	244	292
	子ども学類	4	80	2	324	207
	学校教育学類	4	40	2	164	158
健康栄養学群	健康栄養学類	4	80	—	320	287
計		—	460	10	1860	1694

大学院（2025（令和7）年5月1日現在）

（人）

研究科	専攻	年限	入学定員	編入定員	収容定員	在籍数
総合人間科学研究科	心理学専攻	2	6	—	12	14
	人間学専攻	2	6	—	12	3
	公共社会学専攻	2	6	—	12	5
	健康栄養科学専攻	2	6	—	12	2
計		—	24	—	48	24

・卒業者数、教員免許状取得者数、教員就職者数（2017～2021年度）

学科	区分		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
人間心理学科	卒業者数		80	79	58	104	104
	免許状取得者数	中一種免（社会）	0	3	3	4	2
		高一種免（公民）	1	6	2	5	2
	教員就職者数		0	0	1	3	0
子ども学科	卒業者数		92	81	90	106	90
	免許状取得者数	幼一種免	81	72	78	72	67
		小一種免	26	35	34	21	26
		中一種免	-	-	-	7	12
教員就職者数		幼16 小11	幼14 小12	幼15 小19	幼38 小14	幼13 小15 中2	
現代社会学科	卒業者数		88	90	68	115	93
	免許状取得者数	中一種免（社会）	0	4	0	2	1
		高一種免（公民）	0	4	0	2	2
	教員就職者数		0	0	0	0	0
健康栄養学科	卒業者数		73	87	85	86	86
	免許状取得者数	栄一種免	6	9	9	6	3
	教員就職者数		0	1	1	0	0

・卒業者数、教員免許状取得者数、教員就職者数（2022～2025年度）

学類	区分		2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
人文社会学類	卒業者数		211	177	184	176
	免許状取得者数	中一種免（英語）	4	1	2	8
		中一種免（社会）	12	6	12	2
		高一種免（英語）	4	1	2	7
		高一種免（公民）	9	5	9	2
		高一種免（地理歴史）	8	4	9	3
教員就職者数		小1* 特支3*	中2 高1	小2* 中3	中1 高1	
子ども学類	卒業者数		65	72	87	57
	免許状取得者数	幼一種免	62	68	76	54
	教員就職者数		13	14	10	10
学校教育学類	卒業者数		49	43	42	46

	免許状取得者数	小一種免	46	41	39	38
		中一種免（国語）	14	12	5	12
		中一種免（保健体育）	11	13	11	15
		特支一種免	30	17	15	11
		中一種免（英語）	1	1	0	0
	教員就職者数	小 27 中 3** 特支 2	小 32 中 1 特支 1	小 26 中 1 特支 1	小 24 義務 2 中 5 特支 1	
健康栄養学類	卒業者数		83	76	91	60
	免許状取得者数	栄一種免	8	3	5	3
	教員就職者数		0	0	2	0

〔注〕上記表の「教員就職者数」は、当該年度の卒業生の「教員就職者数」である。

既卒者で専任教員・講師として新たに教員就職した数は含まれていない。また卒業者数等は、2021年度までは総合人間科学部、2022年度以降は学類の卒業者数等である。

* 小学校臨時免許取得者

** 教員採用猶予者（教職大学院進学）1を含む

Ⅲ 教職課程の現況及び特色

前記の教育理念・目的を踏まえ、本学は学則（第1条第2項別表1）において各学群各学類の教育研究上の目的及び養成する人材像を定めている。また本学は、建学の精神及び教育理念を踏まえ、「尚綱学院大学における教員養成の基本方針」を定めている。

本学の教職課程の特色は「尚綱学院大学における教員養成の基本方針」の「1. 教員養成に対する理念・構想」の前段に記述されているため、以下にそれを引用する。

尚綱学院大学における教員養成の基本方針

1. 教員養成に対する理念・構想

本学の教職課程は、建学の精神及び教育理念を踏まえ、教員として必要な資質能力を培い、「人間の共生」に向けて一人ひとりの児童生徒を受容し、共感し、理解し、「他者と共に生きる人間」としてその成長を支え、励まし、援助し、導いていくことができる教員、そして激動する社会においても教員として、他者と共に生きる人間としてその在り方を絶えず自らに問いかけ実現していく教員、同僚と保護者そして地域住民と協働しながら一人ひとりの幼児児童生徒の全体的な人間形成を図る教員の養成を目指します。

また本学は、各学群各学類の教育研究上の目的及び養成する人材像に相応して、以下の教職課程を設置している（学則第33条）。3学群すべてに渡る計11もの教職課程を有していることが大きな特色である。

学群	学類	免許状の種類	教科・領域
人文社会学群	人文社会学類	中学校教諭一種免許状	社会
		中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民
		高等学校教諭一種免許状	英語
心理・教育学群	子ども学類	幼稚園教諭一種免許状	—
	学校教育学類	小学校教諭一種免許状	—
		中学校教諭一種免許状	国語
		中学校教諭一種免許状	保健体育
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
健康栄養学群	健康栄養学類	栄養教諭一種免許状	—

IV 教職課程の自己点検・評価

① 教育理念・学修目標

[大学全体レベル] [学科等レベル]

1) 教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況

上述した本学の理念・目的を踏まえ、教員養成の理念・目標及び育成を目指す教師像並びに教職課程の学修による成果（学修成果）を設定し、大学ホームページで公表するとともに学生に周知している。全学的組織である教職課程センターにおいては、これら教員養成の理念・目標等を実現するための具体的な計画を毎年度設定し、大学ホームページで公表している。

また、教職課程を設置している各学類の教員養成の理念・目標等を実現するための計画については、教職課程センターが全学的な整合性の確保に関する調整を行なっている。

教員養成を主たる目的とする学類及び教職課程を設置している学類においては、当該学類の教育研究上の目的及び養成する人材像を踏まえてディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を策定している。また、この3つのポリシーに基づいて教員養成の理念・目標等を設定し、大学ホームページで公表するとともに学生に周知している。

なお人文社会学類では、教育職員免許状が取得可能な3つの学修領域（現代社会領域、地域実践領域、国際文化領域）と教職課程（中学校教諭一種免許状社会・英語、高等学校教諭一種免許状・地理歴史・公民・英語）の各対応が『履修ガイド』等において記載されていないため、改善を図る必要がある。また子ども学類では、幼児期の教育の専門家としての教員養成のため、保育士資格も同時に取得できるカリキュラムを編成しており、教員養成課程と保育士養成課程との整合性の確保を図っていく必要がある。

2) 教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス

教員養成の理念・目標及び当該目標を達成するための計画は、建学の精神及び教育理念を踏まえ、また所在する都道府県（宮城県）・政令指定都市（仙台市）の教育委員会が策定する「教員育成指標」を考慮し、全学的組織である教職課程専門委員会において教員養成の理念及び基本方針として策定している。教職課程センターにおいては、この教員養成の理念及び基本方針に基づき、教職指導（教育実習、介護等体験、学校インターンシップ、学校ボランティア活動に関する支援等を含む）、教員就職支援（採用試験対策講座のみならず合格者を対象とした講座を含む）、教育委員会等の外部関係機関との連携協力に関すること、すなわち「養成」「採用」「研修」の三分野の事業計画を具体的に策定している。

これらの計画の策定プロセスにおいて、「授業評価アンケート」等による学生の意見をどのように反映していくかは今後の課題である。

3) 教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況

教員養成の理念に基づいた具体的な目標及び当該目標を達成するための計画は、グローバル化・情報化が急速に進展する社会情勢や教育環境の変化等を踏まえ、また児童生徒の多様化や特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加、学習指導要領の改訂等を踏まえて逐次見直しを行っている。教職課程センターと各学類の関係教員、事務職員が連携して自己点検・評価を行い、「養成」「採用」「研修」の三分野の事業計画についても毎年度見直しを行っている。

一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果を踏まえた見直しの実施については今後の課題である。また、教員間での教職課程の理念や法制度の共有、教職課程カリキュラムの共有、カリキュラム改善活動の実施とその内容の共有も課題と言える。

〈根拠となる資料・データ等〉

- ・資料①-1：尚綱学院大学における教員養成の基本方針
- ・資料①-2：尚綱学院大学が育成をめざす『教師像』（修正 2025 年 4 月 1 日）
- ・資料①-3：2025 年度教職課程センター事業計画
- ・資料①-4：学則第 1 条第 2 項別表 1
- ・資料①-5：尚綱学院大学教職課程専門委員会規程（改正 2022 年 4 月 1 日）
- ・資料①-6：尚綱学院大学教職課程センター規程（改正 2025 年 4 月 1 日）
- ・尚綱学院大学ホームページ 3つのポリシー
人文社会学群 人文社会学類 <http://www.shokei.jp/guide/policy/humanities.html>
心理・教育学群 子ども学類 <http://www.shokei.jp/guide/policy/child.html>
心理・教育学群 学校教育学類 <http://www.shokei.jp/guide/policy/education.html>
健康栄養学群 健康栄養学類 <http://www.shokei.jp/guide/policy/hn.html>
- ・尚綱学院大学ホームページ 人文社会学群 人文社会学類 現代社会領域
<http://www.shokei.jp/faculty/humanities/society.html>
- ・尚綱学院大学ホームページ 人文社会学群 人文社会学類 地域実践領域
<http://www.shokei.jp/faculty/humanities/region.html>
- ・尚綱学院大学ホームページ 人文社会学群 人文社会学類 国際文化領域
<http://www.shokei.jp/faculty/humanities/international.html>

② 授業科目・教育課程の編成・実施

[大学全体レベル]

1) 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況

本学では「卒業認定・学位授与の方針」に掲げる資質能力を育成するための教養教育科目、専門教育科目及び「教科及び教職に関する科目」を体系的に設定し、建学の精神に基づいた特色ある教育課程を編成している。教員養成を主たる目的の一つとする子ども学類・学校教育学類では「教科及び教職に関する科目」を専門教育科目の中に位置づけ、各学類が開設の責任を負っている。人文社会学類・健康栄養学類においてはその大部分を教職課程の「自由科目」として位置づけ、全学的な組織である教職課程センターが各学類の教職課程担当者と連携をとりつつ開設の責任を担っている。科目の適性に応じ、複数の教職課程間における授業科目の共通開設を適切に行っている。

全学的な教育課程の編成（授業科目の共通開設を含む）に関しては、教職課程センターが調整及び確認を行なっている。また、教職課程の運営に関しては、教職課程センターと各学類の教職課程担当者との適切な役割分担を図っている。

2025年12月、文部科学省の「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）案」が中央教育審議会の教員養成部会で示された。この案によると、大学においては多様な専門性を持った学生が教師になれるよう、学生が身に付けたいと思う専門分野の学修や他資格との併有等に取り組みやすいような教員養成を行うとのことである。本学が2019年度に設置した学校教育学類は、国語・保健体育・特別支援教育のうちいずれか一つ以上の得意分野をもった小学校教員の養成のため、小学校課程に加えて中学校（国語）、中学校（保健体育）、特別支援学校課程を編成しているが、まさにこの文部科学省案を先取りするような先進性を有した学類と言える。本学の将来構想において、こうした先進性をどのように生かし、大学としての存在意義と魅力を高めていくのが課題である。

2) 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況

本学では、教職課程の授業科目の実施に必要な教室・図書などの施設・設備が整備されているとともに、ICT教育環境（オンライン授業を含む）も整っており利用が可能となっている。

まず、教職課程設置学類の学生がもっとも利用しやすいよう、講義棟である4号館2階の中央付近に資格支援事務室（教職課程センター及び実習支援室）を設置し、教職課程センター員2名が常駐している。教職課程センターには、小中学校の教科書や教師用指導書など教職課程の授業科目の学修に必要な図書が整備され、学生がセンター員に質問や相談を行うことができる談話スペースも設けられている。

教職課程の授業科目のうち、音楽を学ぶ設備については特に充実している。音楽室・音楽リズム室の他、ピアノ演奏を学ぶためのレッスン室が8室、練習室が30室設けられている。理科の実験や栄養教育を学ぶことができる栄養教育実習室、図画工作を学ぶための造形室2室も整備されている。保健体育を学ぶ設備についても、旧来の体育館に加え、2020年に柔道場・剣道場を整備した第二体育館、2021年にトレーニング棟を新設し、中学校教諭（保健体育）課程の教育の充実が図られている。

ICT教育環境については、学内にコンピュータ実習室を計6室（学生端末計165台）設置し、うち4室では学生の自習も可能となっている。学内LANについては、ほぼ全ての教室と研究室に情報コンセントを整備している。さらに、校舎内及びキャンパス内のほぼ全域で無線LANに

接続できるようにしている。全学共同利用のコンピュータ実習室を管理運営する情報システムセンターには、コンピュータ利用教育支援スタッフを配置し、実習室の環境整備、学生の相談対応、授業担当教員の補助のほか、全学的な視聴覚備品の貸し出し・管理を行っており、学生・教員双方にきめ細かく対応している。

学内での授業外学修を促進するために、尚綱コモンズ構想のもと、校舎内の随所に自習スペースを整備している。4号館2階には、資格支援事務室に隣接して「ラーニングステーションⅠ」「ラーニングステーションⅡ」を設置している。「ラーニングステーションⅠ」はPC6台と可動式の机・椅子を備えた学修室である。「ラーニングステーションⅡ」は、カフェや里山をイメージした空間として2024年6月に新たに整備され、学生がリラックスして学び合える場となっている。また4号館3階には「ラーニングスポット1」（座席数9、PC7台）、「ラーニングスポット2」（座席数5、PC3台）を設置している。これらの自習スペースは、一定のルールのもとでの学生の自由な利用を可能としている。

大学図書館には、一般の閲覧席の他、セミナールーム3室、Collabox（コラボボックス）と呼ばれる学修室4室、指定席制の静粛学習室など、学生の自主的な創意工夫によりさまざまな学修が可能なスペースが豊富に設置されている。教職課程設置学類の主導により、教職課程の授業に必要な大学図書館資料の整備を進めているが、小中高等学校の教科書と教師用指導書については、教職課程センターにその多くが整備されているとの理由により大学図書館に配架されていないことが課題である。

[学科等レベル]

1) 教育課程の体系性（ICTの活用を含む）

人文社会学類

法令及び教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応して、必要な「教科及び教職に関する科目」の体系性の確保を図っており、各科目の到達目標や学修量は適切な水準となっている。また、コアカリキュラムに基づいた教職課程を編成している。

教員として身につけることが必要なICT活用指導力に対応して、「教育の方法及び技術」「各教科の指導法」を主軸に、「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においてもICT活用指導力に関する内容を取り扱っている。

子ども学類

法令及び教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画に対応し、子どもの発達・子育て支援を中心に必要な「教科及び教職に関する科目」の体系性の確保を図り教育課程を編成している。また、各科目の内容はコアカリキュラムに基づいて目標が立てられ、学修量は適切な水準となっている。

教員として身につけることが必要なICT活用指導力に対応して、「教育方法論（幼）」及び各領域の「保育内容指導法」を中心にICT活用指導力に関する内容を取り扱っている。

学校教育学類

法令及び教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応して、必要な「教科及び

教職に関する科目」の体系的な確保を図っており、各科目の到達目標や学修量は適切な水準となっている。また、コアカリキュラムに基づいた教職課程を編成している。

教員として身につけることが必要な ICT 活用指導力に対応して、「教育の方法及び技術」「各教科の指導法」を主軸に、「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」においても ICT 活用指導力に関する内容を取り扱っている。2年次の「教育の方法と技術」では、情報機器の活用の意義について理解し、具体的な活用方法について慣れ親しむことを到達目標とする一方、教職科目の集大成である4年次の「教職実践演習」においては Google の共有ドライブを活用し、グループごとに協働で研究発表や模擬授業の取り組みを行うなど、各科目間の役割分担も適切に図られている。

健康栄養学類

法令及び教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応して、必要な「栄養に係る教育に関する科目」の確保を図っており、各科目の到達目標や学修量は適切な水準となっている。

教員として身につけることが必要な ICT 活用指導力に対応して、「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において ICT 活用指導力に関する内容を取り扱っている。

2) キャップ制の設定状況

本学では、授業の予習・復習等に充てる時間を確保して学習効果を高め、学生が無理のない履修計画を立てられるようキャップ制（履修登録単位数上限制限）を設定している。1年間に履修登録できる上限単位数は学類の特性に応じて定められている（人文社会学類・心理学類 45 単位、子ども学類・学校教育学類・健康栄養学類 50 単位）。

キャップ制が1単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能するように、制度とその設定の理由について繰り返し学生に周知している。具体的には、入学時に配付する『履修ガイド』に明記している他、全学類全学年の学生を対象として学期始めに学類ごとに実施している前期・後期のオリエンテーションにおいても、これを踏まえた綿密な履修指導を行っている。

3) 教育課程の充実・見直しの状況

各学類の教職課程関係教員と教職課程センターが連携し、教職課程に関わる自己点検・評価を行い、改善充実のための組織的な見直しを行っている。

2024年度には、実習前の保育・教育現場における実践的な学びの深化、ICTを活用した保育・教育の質の確保及び向上、また介護等体験に関する小学校・中学校教諭免許状取得希望学生への指導の徹底を目指し、教育課程の見直しを行った。結果、2025年度入学生より、子ども学類の専門教育科目について「基礎実習」（2単位）の名称を「保育・教育実践演習」に変更し、「保育・教育 ICT スキル」（1単位）を新設した。また学校教育学類の専門教育科目及び人文社会学類の教育職員免許状取得に関する科目に「介護等体験実習」（1単位）を新設して教育課程を展開している。

[授業科目レベル]

1) 個々の授業科目の到達目標の設定状況

個々の授業科目の到達目標はシラバスにおいて明確に示されている。ディプロマ・ポリシーとの整合性を考慮するとともに、法令、教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムに対応した到達目標を明示している。

シラバスにはさらに、学生が学修の達成水準を自己評価できるよう、具体的な達成レベルの目安を示している。この「達成レベルの目安」は、成績評価のグレード（S A B C）に相応する複数の質的水準（ルーブリック）により明示している。

2) シラバスの作成状況

シラバスには、ディプロマ・ポリシーとの関連性を図示したカリキュラムマップ、授業の到達目標・達成レベルの目安、授業のテーマ・概要と方法、授業計画、成績評価方法・評価基準、事前学修と事後学修の内容等を明確に記載している。各授業科目のシラバスは大学ホームページにより、講義名、教員名等から検索できるようになっている。

3) アクティブ・ラーニングや ICT の活用など新たな方法の導入状況

個々の授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングや ICT を活用した指導法を導入し、プレゼンテーション、グループワーク、フィールドワーク、PBL、模擬授業、ロールプレイ、調査学習、反転授業、ディスカッション、実験・実習・実技、双方向授業等、多様な学びをもたらす工夫を行っている。さらにはこれをシラバスに明示し、学生に周知している。

教科教育法関連の科目における指導案作成と模擬授業の実施では、学生主体のグループワークを多く取り入れ、学習指導に関する課題発見力・課題解決力と他者と協働するコミュニケーション力を育成している。また特別支援学校教諭養成課程の科目では、例えば iPad のアプリを使用しながら知的障害児への学習支援活動を構想するなどの ICT 活用指導力の向上を図る授業が日常的に展開されている。

4) 個々の授業科目の見直しの状況

個々の授業科目のシラバスは、作成時に教職課程関係教員及び教職課程センターにおいて確認するとともに、学修成果及び授業評価アンケートを踏まえて見直しを図っている。

5) 教職実践演習及び教育実習等の実施状況

教職実践演習、教育実習、介護等体験、学校インターンシップ、学校ボランティア活動は、事前指導・事後指導を含め大学の主体的な関与の下で行われている。

教職実践演習では、担当教員が教職課程の集大成として履修カルテを活用して指導にあたっている。Google の共有ドライブを活用し、グループでの研究発表スライドや模擬授業の指導案の協働作成を行う事例も見られる。

教育実習については、その充実及び大学による指導体制という観点から、2021 年度より母校実習から母校外実習への転換を行った。全学的な組織である教職課程センターが在仙大学教育実習等連絡協議会、宮城県特別支援学校教育実習連絡協議会、各教育委員会、各学校と連携して教育実習の受入調整を行っている。受入校への実習生の配置や受入校と実習生との連絡調整についても、教職課程センターが各学類と連携しながら行っている。

また、教育実習を行う上で必要な履修要件を設定し、充実した教育実習となるよう指導を行っている。2024年度入学生以降の教育実習の履修要件は、実習の前年度までに必要な科目の単位を修得していること、履修した全科目のGPA（通算GPA）が1.5以上であることの2点を基本に、学生にとって学修目標が明確となるよう設定している。2025年度入学生以降の教育実習履修要件については、学生や教職員にとってよりわかりやすい記述となるよう、表記方法を一部変更した。

教育実習で高い成果があがるよう、授業科目「教育実習指導」担当教員を中心とした教員が事前指導、事後指導を行っている。加えて実習期間中には、教職課程担当教員以外の教員も協力して実習生の巡回指導を行い、教職課程センターがその全容を把握している。

なお本学は、北海道教育大学が開発した教育実践力向上CBT（Computer Based Testing）のモニター校となっている。教職課程センターでは、教職課程の学生に受検を奨励し、教職に関する基礎的な知識、学校現場での具体的事例等に関する理解を深める支援を行っている。学校教育学類の授業科目「基盤演習」（1年次前期）や「基礎実習」（2年次通年）において、この教育実践力向上CBTの紹介や受検を実施するなど、教職課程設置学類と連携しながら教育実習のさらなる充実を図っている。

小学校・中学校教諭普通免許状の授与の要件である介護等体験については、本学ではコロナ禍の2020年度以降、代替措置を講じてきたが、2025年度より学生の体験活動を再開した。2025年度は、学校教育学類2年生及び人文社会学類3年生ともに授業外活動として実施したが、学生指導の徹底の面で課題が見出された。2026年度は、学校教育学類2年生が授業科目「介護等体験実習」として、人文社会学類3年生は授業外活動として実施することとなる。事前・事後指導のさらなる充実のための学生支援体制の構築が課題である。

〈根拠となる資料・データ等〉

- ・資料②-1：カリキュラム系統図・体系図・カリキュラム表（『履修ガイド』、2025年度入学生用、pp.52-60、pp.68-72、pp.75-79、pp.81-85）
- ・資料②-2：教職課程カリキュラム表（『履修ガイド』、2025年度入学生用、pp.109-119）
- ・資料②-3：教職課程の運営に関わる組織体制図
- ・資料②-4：キャップ制（『履修ガイド』、2025年度入学生用、p.19）
- ・資料②-5：教育実習履修要件（2025年度入学生以降）

※尚綱学院大学シラバス

<https://cpmate.shokei.ac.jp/campusweb/slbssrch.do?clearAccessData=true&contenam=s1bssrch&kjnmnNo=7>

③ 学修成果の把握・可視化

[大学全体レベル]

1) 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況

本学では成績評価の適正化を推進するため、全学的組織である教学推進委員会において「成績評価のガイドライン」を定めている。すなわち、A評価（89～80点：優秀な成績）以上の人数を履修者数の35%以内、S評価（100～90点：特に優秀な成績）の人数を履修者数の10%程度までとし、特にS評価割合については徹底することとしている。また厳格に成績を評価した結果、ガイドラインに示す割合を超えた場合には、成績評価提出後に科目担当者に説明文の提出を求めている。ただし、少人数授業科目（20人未満）、英語習熟度別授業など優秀な学生等が集中して受講している授業科目、シラバス入稿時に科目担当者が除外申請を行った科目についてはガイドラインの対象から除外するなど、厳正かつきめ細かい運用を行っている。

このガイドラインは、非常勤講師を含めた科目担当者全員に配付する『教務便覧』に示すことにより周知徹底している。またシラバスにおいて、この基準による評価・評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係を「達成レベルの目安」として明示し、授業科目ごとの「成績評価方法・評価基準」についても学生に明確に示している。

2) 学生の学修成果の可視化の状況

学生が与えられた「学習」から脱皮し、自ら主体的に「学修」してその効果を上げることができるよう、本学では学生の学修成果の可視化を推進している。2023年度後期より、全学的に学修成果可視化システム（Assessmentor）を導入した。

Assessmentor とは、学生自身が記入する「学びの計画と振り返り」「活動記録（課外活動の取り組みの記録）」「SPレーダー（大学で身についた力を年に1回自己評価するツール）」や授業評価アンケート（授業の到達目標に対する学生の自己評価の記入を含む）の記録、そしてPROGテスト（社会で求められる能力・態度を客観的に測定するテスト）の結果データをポートフォリオとして蓄積し、学修の成果を可視化するシステムである。4年間に渡り蓄積された内容は卒業時に「ディプロマ・サプリメント（卒業時到達度認定証）」として授与され、卒業時の学びの質が保証されることとなる。

Assessmentor の導入により、専任教員は学生に関する上記の情報を一元的に閲覧できるようになった。アドバイザー教員はこれを活用して学生との面談や学修指導を行い、自身の教育内容や教育方法の改善につなげるとともに、学生が学修の成果を適切に把握できるよう支援している。

[学科等レベル]

1) 成績評価に関する共通理解の構築

同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合、担当教員相互の連携により成績評価の平準化を図っている。

また教職課程設置学類のうち人文社会学類、子ども学類、学校教育学類が「卒業研究」を必修科目とし、複数教員が分担して開講しているが、4年次の年度末に学類ごとに卒業研究発表会を開催し、各学生の学修と各教員の指導の成果を共有している。

2) 教員養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況
教員養成の目標の達成状況を明らかにするため、卒業者の教員免許状の取得状況及び教職への就職状況の情報を毎年度公表している。

また、学修成果を明らかにするため「履修カルテ」を活用し、その達成状況を学生と教員が相互に確認するとともに、教職実践演習の運用に資している。

[授業科目レベル]

1) 成績評価の状況

シラバスにおいて各授業科目の到達目標に照らして可能な限り定量的又は定性的に達成水準を示し、成績評価の種別とその配点割合・配点基準を明確にし、評価基準の公正化・透明化を図っている。その際、個々の授業科目と「卒業認定・学位授与の方針」の具体的項目の関係は、シラバス記載のカリキュラムマップや、『履修ガイド』に掲載している「カリキュラム体系図」「カリキュラム表」で明示し、学修成果の可視化を図っている。

〈根拠となる資料・データ等〉

- ・資料③-1：成績評価の適正化の推進（尚綱学院大学『教務便覧』、2025年度、pp.23-24）
- ・資料③-2：大学で身につく力 Assessmentor 活用マニュアル 学生用・教職員用（尚綱学院大学 教学推進専門委員会）
- ・尚綱学院大学 教職課程センター 教員養成の情報公開
<http://www.shokei.jp/institution/ttc/disclosure.html>

④ 教職員組織

[大学全体レベル] [学科等レベル]

1) 教員の配置の状況

教職課程を設置している人文社会学類、子ども学類、学校教育学類、健康栄養学類は「教職課程認定基準」を踏まえた教員を配置している。このうち子ども学類、学校教育学類には、幼稚園や小学校・中学校・特別支援学校等での教育経験のある実務家教員を配置し、学生たちが大学での学修を通して教育現場の実情や具体的な指導方法についてのイメージを形成できるようにしている。

また、本学の教員養成の理念及び基本方針に基づき、教職課程の改善及び充実を図るとともに、学生が教員としての資質能力を主体的に形成していくことができるように支援することを目的として、全学的な組織である教職課程センターを設置している。

課程認定を受けている4学類11課程の教職課程を束ねる教職課程センターは、センター長、副センター長、そして教職課程設置学類の教職課程担当教員（若干名）、教職課程部門教員（若干名）、教務課職員（若干名）、進路就職課職員（1名）から成るセンター員によって構成され、その役割分担を明確に示すとともに、研究者教員と実務家教員及び事務職員との協働体制を構築している。

教職課程部門教員には学校現場での教育経験豊かな実務家教員を招聘し、4号館2階の教職課程センターに常駐する体制をとっている。2023年度より、教職課程センター常駐のセンター員は2名に減員となり現在に至る。教員採用試験の早期化・複線化が加速し、教職指導や教員就職支援の業務が増加する中、センター常駐のセンター員と各学類のセンター員との連携を密にし、役割分担をより適切に図ることが課題と言える。

2) 教員の業績等

担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況は、毎年度提出する「教員自己点検・自己評価申告書」で確認している。この申告書では、担当授業における工夫、改善点、学生による授業評価の結果と分析、研究活動・研究業績、社会貢献活動、大学運営活動等を記載し、学内で閲覧できるよう公表している。

3) 職員の配置状況

教職課程を適切に運営するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置している。

なお、教職課程センターの運営に関わる事務職員については、2022年度より教務課職員が主軸となり、教職課程部門教員（センター常駐のセンター員）と連携して運営に携わっているが、教職課程を専務とする事務職員の配置が望まれる。

4) FD・SDの実施状況

全学的な授業改善や教育改善に関する調査研究、施策の立案、実施は、教学推進専門委員会が担っている。当委員会はFD委員会とも連携し、時宜にかなうテーマでFD研修会を実施している。毎年複数回実施しているFD研修会のうち、3月に行う授業担当者FDでは、入学生の特徴、授業評価アンケート調査と在学生満足度調査などの結果に基づき、教育改善についての具体的な課題と授業工夫のポイントを提示する内容を取りあげている。また少なくとも1回は、実際の授業改善（アクティブ・ラーニング、ICTの活用、成績評価方法など）に関する先進的

事例発表を組み込んでいる。

教職課程センターでも教職課程の質的向上のため、教職課程担当教員及び実務家教員が事務職員と連携して公開教育講演会を実施していたが、2020年度の新型コロナウイルス感染症拡大以降は中断している。

本学ではすべての学群に教職課程設置学類が存在する。各学類のアドバイザー教員の認識をさらに深めるためにも、教職課程に直接に関わる事項をテーマとした全学的なFD・SDの実施も望まれるところである。履修カルテや授業評価アンケート等の活用、ICT活用指導力、多様な児童生徒や特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導力、教育実習の履修要件の吟味等がテーマの候補となろう。

なお教職課程設置学類のうち複数の学類が、教職課程の質的向上のため、定例学類会の機会を活用した学類FDや、教職課程科目についての研究授業及び研究授業検討会を継続的に実施している。また教職課程センターの構成員として教務課・進路就職課の事務職員が関わっていることそのものが広義のFD・SDと言える。

[授業科目レベル]

1) 授業評価アンケートの実施状況

学生による授業評価を目的とした「授業評価アンケート」を学期ごとに全科目について実施している。2023年度後期以降は、全学的に導入した学修成果可視化システム(Assessor)によりこれを実施している。授業評価アンケートの結果は、教員自己点検・自己評価に活用するとともに、個々の授業科目の改善につなげている。

〈根拠となる資料・データ等〉

- ・資料①-6：尚綱学院大学教職課程センター規程（改正2025年4月1日）
- ・資料④-1：教職課程センター分掌
- ・資料④-2：尚綱学院大学教員個人評価の基本方針
- ・資料④-3：尚綱学院大学教員個人評価運用内規（改正2022年4月1日）

⑤ 情報公表

[大学全体レベル]

1) 「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定められた情報公表の状況

学校教育法施行規則第 172 条の 2 のうち関連部分及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 の規定に基づき教職課程に関わる情報の公表は学外者にもわかりやすく行っている。

2) 学修成果に関する情報公表の状況

学修成果に関する情報は、「卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること及び卒業者の教職への就職の状況に関すること」として毎年度数値により公表している。

3) 教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況

教職課程の自己点検・評価は、2021（令和 3）年度より、本学教職課程センターのホームページにおいて毎年公表している。

〈根拠となる資料・データ等〉

・ 尚綱学院大学 教職課程センター 教員養成の情報公開

<http://www.shokei.jp/institution/ttc/disclosure.html>

⑥ 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

[大学全体レベル] [学科等レベル]

1) 教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況

本学では、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）として、大学の教育理念に基づく「尚綱学院大学が求める学生像」及び各学類が求める学生像を示し、入学者選抜区分別学類別の受入れ方針も定めている。

教員養成を主たる目的とする学類のうち、学校教育学類の「求める学生像」は以下の通りである。

【心理・教育学群 学校教育学類が求める学生像】

学校教育学類では、児童・生徒一人ひとりに学ぶ楽しさ、知る喜びを味わわせることのできる教育の専門家を養成します。理論と実践の両面から、多様化する学校現場に即応できる資質や能力を身につけ、児童・生徒・保護者と信頼関係を築くことができる人材を育てていきます。

次のような学生を求めます。

1. 児童・生徒の成長や教育について興味を持ち、感性豊かな人
2. 小学校の先生、特に小中一貫教育など接続領域に強い教育者になりたい人
3. 特別支援学校の先生になりたい人
4. 中学校（国語または保健体育）の免許状取得を希望する人
5. 公務員（あるいは民間の関連施設職員）になって教育行政に関わる仕事がしたい人
6. 教育活動に関わる企業・市民団体・NPOなどで働きたい人

この学生像は、大学ホームページ、入学試験要項、オープンキャンパスで実施する学類別・入学者選抜区分別の入試説明や、高校教員を対象とした大学説明会等においても公表し周知に努めている。学生の受け入れは、本学の「教員養成の基本方針」に照らして適切に行っている。

また本学では、教員が講師として高校に出向いて行う高大接続授業（出張授業）や、高校の探究型学習支援（講師派遣・高校生受け入れ）も積極的に実施している。教育学や教師論をテーマにした講義も用意しており、教職についてのさまざまな話題を高校生に提供できるようにしている。

入学予定者に対しては、入学後の学修に備えた入学前教育「入学準備プログラム」を学類ごとに課している。さらに、入学準備プログラムの重要性や必要性や大学の学びへの理解を深めるため、入学前年の12月に、その時点までの入学予定者を対象とした体験入学「プレ・エントランス尚綱デー」を実施し、本学の教職課程で学ぶにふさわしい学生像を踏まえた入学前教育に努めている。

2) 学生に対する履修指導等の実施状況

本学では、全学類全学年の学生を対象に、学期始めに前期・後期オリエンテーションを実施することが定められ、学類教員が履修指導を丁寧に行っている。また教職課程の学生を対象としたガイダンスも、毎年度の学期始めのほか随時実施され、各学年に対応する指導を教職課程センター員や教務課職員が行っている。ガイダンスにおける履修指導を適切に行なうため、教

職課程全般に渡る『教職課程履修ガイド』を作成し、教職課程の学生を支援している。

教職課程の履修指導は「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」並びに本学の「教員養成の基本方針」等を踏まえて行われている。本学の教員養成の理念・目標、育成を目指す教師像、教職課程の学修成果等は、『履修ガイド』、『教職課程履修ガイド』、ガイドダンス、大学ホームページ等を通して逐次学生に周知している。

上記の他にも、教職課程の履修指導は各学類の教職課程や教職課程センターの事業において日常的に行われている。子ども学類・学校教育学類では、教育実習に臨む前に幼稚園や小中学校・特別支援学校を見学し、教育現場の実践に触れながら教育実習への意識と自覚を高めることを目的とする授業科目を複数設置している。すなわち子ども学類の「基盤演習」（1年次後期）及び「基礎実習」（2年次通年）、学校教育学類の「基礎実習Ⅰ」（1年次後期）及び「基礎実習Ⅱ」（2年次通年）である。これらの科目は大学での理論的・原理的な学修と実践的な学修とを架橋するとともに、教職課程の履修に際しての学生の学修意欲を喚起し、また学生たちが自身の資質と向き合い、教職への意欲や適性を確認する機会ともなっている。

教育現場等における近年の課題を踏まえ、教職課程を有する大学において講じるべき措置は年々増加している。本学では「教育職員性暴力等防止法」の施行（2022年4月1日）に基づき、児童生徒に対する性暴力等の防止等に関する学生の理解を深めるため、ハラスメント防止教育と関連づけた取り組みを実施しているが、2026年12月25日には「こども性暴力防止法」（2024年6月成立）が施行予定である。これに伴い、2026年度以降に入学する学生について、入学前、入学時、実習前等の適切な時期に法の概要を周知して同意書・誓約書を取るなどの対応が必要となるため、その具体化に向けての検討が課題である。

3) アドバイザー制による個別の履修指導の状況

また本学では、旧来のクラス担任制に加え、2019年度に全学的に導入されたアドバイザー制が有効に機能している。アドバイザー教員は少なくとも年に2回は担当学生と面談を行うことが義務付けられ、目的意識も学修意欲も多様である学生の資格履修を個別に、また日常的に支援している。

人文社会学類では、1・2年生にはアドバイザーが、3・4年生にはゼミ担当教員が教職課程も含めて履修指導を行い、学類の教職課程センター員（専任教員）がセンターと連携し、個々の学生の支援を行っている。

子ども学類では、教務部員が中心となり、1・2年生はクラス担任が、3・4年生にはクラス担任及びゼミ担当教員が連携して個々の学生の教職課程を含めた履修指導及び学修支援を行っている。特に実習関連科目については、実習支援室と連携して学修支援を行っている。

学校教育学類では、4年間を通しアドバイザー（1・2年次は学籍番号に基づいて割り振られた教員、3・4年次は主としてゼミ担当教員）が教職課程も含めて履修指導を行い、学類の教職課程センター員（専任教員）がセンターと連携し、個々の学生の支援を行っている。

健康栄養学類では、クラス担任が教職課程も含めて履修指導を行い、学類の教職課程センター員（専任教員）がセンターと連携し、個々の学生の支援を行っている。

4) 学生に対する進路指導の実施状況

本学では、アドバイザーやゼミ担当教員が日常的に行っている進路指導に加え、教職課程センターと教職課程設置学類、そして進路就職課が緊密に連携しながら個々の学生のニーズや適

性の把握に基づいた進路指導を行っている。

教職課程センターでは、教職に就くための各種情報を学生に適切に提供するとともに、個々の学生に応じたキャリア支援を実施し、教員免許状取得件数や教員就職率を高める工夫をしている。

教職課程センターにおけるキャリア支援の中心は「学び続ける教師」養成講座である。この講座は単なる教員採用試験対策ではなく、教員を目指す学生の教育実践力の向上を目的としている。学生から受講料を徴収せずに実施している点、外部の予備校に委託することなく、学生の状況を熟知する教職課程センター常駐のセンター員が担当している点も特色と言える。

「学び続ける教師」養成講座は、多くの学校教育学類3年生が小学校の教育実習を終え、人文社会学類・健康栄養学類3年生が翌年度の教育実習を控えた12月初旬に【第Ⅰ期】（基礎固め）がスタートする。以後、教員採用試験の実施時期に対応して【第Ⅱ期】（筆記試験対策）、【第Ⅲ期】（筆記試験・人物試験対策）、【第Ⅳ期】（人物試験対策）を実施し、【第Ⅴ期】（実践力養成）の講座は4年次の合格発表後から2月中旬に実施される。学期中は学生の空きコマを活用し、長期休暇中も週5コマ程度、継続的に実施している。学生の受験する自治体は年々多様化し、対策が必要な内容は面接、集団討議、模擬授業、実技、小論文など多岐に渡るが、教員を目指す全学生が自信をもって採用試験に臨めるよう、受験者の人数等を考慮しながらきめ細かく対応している。

教員採用試験の出願手続きや、講師登録についての支援も個別に実施している。また教員採用試験の早期化・複線化の加速に伴い、2024年度以降は3年次受験や3年次大学推薦に挑む学生たちに対しても個別の支援と指導を実施している。

上記の他にも教職課程センターでは、教職に関する相談に幅広く対応している。教育実習や教員採用試験、教員としての就職に助言を求める学生が日々センターを訪れ、センター常駐のセンター員が対応している。教職課程センターへの年間来室学生数（延べ人数）は、2022年度は997人、2023年度は1225人、2024年度は1320人と年々増加している。

センター常駐のセンター員と、進路就職課職員（教職課程センター員を含む）とが頻回に打ち合わせを実施し、個人情報の扱いに留意しながら個々の学生のその時々希望進路について情報共有を行い、学生のニーズに応じたきめ細かい進路指導を行っている点も、本学の強みとして特筆される。結果として、教員養成を主たる目的とする学類の学生の教員就職者数や、教職課程設置学類の学生の就職率は、高い水準が維持できている。

教職課程を設置している各学類の授業科目「基盤演習」（1年次）、「教育実習指導」（3年次または4年次）、「教職実践演習」（4年次後期）等においても、学校現場での教育経験のある専任教員や、ゲスト講師として招いた現職の教員（本学卒業生を含む）が教職の魅力や社会人としての心構えを伝える機会を設けるなど、学生の学年に応じたキャリア支援を行っている。

〈根拠となる資料・データ等〉

- ・資料⑥-1：教職課程履修ガイド 2025年度版

⑦ 関係機関等との連携

[大学全体レベル]

1) 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況

各教育委員会と連携交流を図り、地域の教育課題や「教員育成指標」を踏まえた教育課程の充実と学生指導の充実を図っている。各教育委員会との連携交流は、教職課程センターが全学的な整合性の確保に関する調整を行なっている。

教育実習や介護等体験については、宮城県幼稚園教育実習連絡協議会（構成員：宮城県内幼稚園教諭教職課程を有する大学）、在仙大学教育実習等連絡協議会（構成員：宮城県内教職課程を有する大学）、介護等体験実施宮城県連絡協議会（構成員：県内特別支援学校、宮城県社会福祉協議会、宮城県教育委員会、仙台市教育委員会、宮城県内該当大学）、宮城県特別支援学校教育実習連絡協議会（構成員：宮城県内特別支援教諭教職課程を有する大学）と連携協力し、充実を図っている。

例年、本学を会場として実施している宮城県教育委員会・宮城県総合教育センターとの連携事業も特筆される。本学の複数の教職課程の教員が講師を務める「現職教員のための公開講座」は、現職教員が教科等の専門性、指導技術の向上、学級経営における実践的な指導力を身につけるための学びの場として機能している。2025年度は教員4名が5講座を担当し、現職教員延べ40名が参加した。教員の養成、採用、研修の一体化が求められていることから、本学の教職課程を履修している学生も共に受講した。

また宮城県教育委員会の大学連携事業「通級指導担当者研修会（経験者・LD等）」にも、本学の特別支援学校教諭課程の教員が2020年度以降毎年協力をしている。2025年度は、学習障害に対するアセスメントとアセスメントを基にした学習支援をテーマとした講義・演習を実施し、通級指導を担当している現職教員（または過去に経験した教員）44名と、本学の特別支援教育科目の履修学生23名が共に学びを深めた。

これらの取り組みにおいては、現職教員と本学の学生が相互に刺激を受け、相乗効果が得られている。大学として地域の課題解決の一翼を担いながら、教員を目指す学生が主体性と実践的指導力を向上させることができる機会ともなっている。

2) 教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況

各教育委員会及び教育実習を実施する各学校と連携協力を図り、実習の適切な実施を図っている。また、各教育委員会及び各学校と連携して、学校インターンシップ・学校ボランティアを実施することにより学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供している。

3) 学外の多様な人材の活用状況

教育課程の充実を図るために、学外の関係機関と連携して、多様な人材を実務経験のある教員及びゲスト講師として活用している。

〈根拠となる資料・データ等〉

- ・尚綱学院大学 教職課程センター 教員養成の情報公開
<http://www.shokei.jp/institution/ttc/disclosure.html>
- ・尚綱学院大学 教職課程センター 現職教員のための公開講座
<https://www.shokei.jp/institution/ttc/genshoku.html>

⑧ 組織体制の整備

[大学全体レベル]

1) 各組織の有機的な連携

教職課程の円滑かつ効果的な実施を通じて本学が定める教員養成の理念・目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えている。

2) 教職課程の運営に関わる計画・実施・評価・改善の機能と内部質保証の構築

教職課程の運営について、その計画、実施、評価、改善という一連の過程が大学全体として機能し、内部質保証の仕組みを構築している。

〈根拠となる資料・データ等〉

- ・資料②-3：教職課程の運営に関わる組織体制図

V 総合評価

本学は3学群5学類のうち心理学類を除く4学類が課程認定を受けており、多様な教職課程を計11課程有している。中高課程の教科数は中学校4教科、高等学校3教科に渡り、校種、教科ともに多様である。また学校教育学類においては小学校課程に加え中学校（国語）、中学校（保健体育）、特別支援学校課程を編成している。こうした多様性は、本学の教員養成の基本方針に即したものであると同時に、学生一人一人の学びの最適化に貢献している。さらには時代を先取りするような先進性を有している。

1年次から小学校課程の学びに専念でき、かつ国語・保健体育・特別支援教育のうちいずれか一つ以上の得意分野をもった小学校教員の養成を目指す学校教育学類の設置は、本学の教職課程の存在意義を高めたと言える。短期大学時代から多数の幼稚園教諭を輩出してきた伝統に加え、小学校の現場でも多くの卒業生が活躍することとなったのである。大学の成し得る最大の社会貢献は社会で必要とされる人材の養成であるが、特に東北において深刻な教員不足の解消に向け、本学の教職課程は一定の貢献を果たしている。

中規模大学の強みを生かし、教職協働による全学的かつきめ細かい教職指導や教員就職支援が実施できている点も特筆される。前期・後期オリエンテーションにおける履修指導に加え、2019年度に導入されたアドバイザー制が有効に機能し、学類教員は学生の資格履修を日常的に支援している。また教職課程の学生を対象としたガイダンスや「学び続ける教師」養成講座が適切に実施され、教務課職員や教職課程センター員が丁寧に指導を行っている。

一方で、少子化や教員の不人気といった逆風の中、教職課程を履修する学生をいかに確保するかが課題である。教職課程センターと各学類の連携、教職課程センター常駐のセンター員と各学類のセンター員との役割分担についても課題と言える。

VI 教職課程自己点検・評価報告書の作成プロセス

2021年5月7日に「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」が公布・施行され、2022年4月1日より教職課程の自己点検・評価ならびに結果の公表が義務化されることとなった。これを受け本学では、教職課程センターの主導のもと、2021年9月9日に「教職課程の自己点検・評価等の実施に関わる合同会議」（出席者：教職課程専門委員会委員、教職課程設置学類長、教職課程センター員、総務課職員、教務課職員）を開催し、2021年度の教職課程自己点検・評価の実施について組織決定するとともに、実施手順の確認を行った。

まず合同会議において、自己点検・評価の項目、観点、担当部署の検討を行い、これを確定した。自己点検・評価の項目と観点については、文部科学省「教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議」が策定した「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」に基づきつつ、一般社団法人全国私立大学教職課程協会が制定した「教職課程自己点検・評価基準」も参照して設定することとした。

確定した内容に基づき、教職課程センター及び教職課程を設置している各学類等の担当部署において自己点検・評価を行った。次に教職課程センターが担当部署の自己点検・評価結果を集約・点検し、教職課程自己点検・評価報告書を作成した。その公表に先立ち、学長を委員長とする教職課程専門委員会に報告を行い、承認を得た。

2022年度以降も、教職課程の自己点検・評価の実施を教職課程センターが決定し、各部署と連携して報告書の作成と公表を行った。2025年度においては本学の教職課程及びそれを支える組織の長所や特色をより明確に自己評価できるよう、項目の再確認を行った上で実施した。

2025（令和7）年度
教職課程 自己点検・評価報告書

編集 尚絅学院大学 教職課程センター
発行者 尚絅学院大学
発行日 2026年4月

〒981-1295
宮城県名取市ゆりが丘4丁目10番1号
TEL : 022-381-3300
FAX : 022-381-3325